



JASDAQ

平成 25 年 10 月 1 日

各 位

会 社 名 株式会社シスウェーブホールディングス
代表者名 代表取締役社長 宮嶋 淳
(JASDAQ・コード 6636)
問合せ先 (役職) 管理部長 (氏名) 田口 伸之介
電話 044-738-2470

(変更)「サミラナとのジョイントベンチャー設立に関する ジョイントベンチャー契約締結のお知らせ」の一部変更について

当社は、平成 25 年 9 月 30 日開催の取締役会において、当社と PT.Samirana Surya Semesta(以下、「サミラナ」という。)との間で平成 25 年 5 月 17 日に締結いたしました、ジョイントベンチャー契約の変更について覚書を締結することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

I. 本件変更の理由

当社は、平成25年5月17日付「サミラナとのジョイントベンチャー設立に関するジョイントベンチャー契約締結のお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社とサミラナとの間で、インドネシアにおけるスーパーソルガムを活用した大規模ソルガム農場の構築、ソルガム糖液プラント及びバイオエタノールプラントの建設・運営等を行うためのジョイントベンチャー（以下、「本件JV」という。）の設立及び運営に関し、ジョイントベンチャー契約（以下、「本件JV契約」という。）を締結いたしました。

ジョイントベンチャー契約の締結後、本件JVとして平成27年3月期に糖液の出荷、平成29年3月期にエタノールの出荷を開始すべく、日本の大手プラントメーカーによる設計・監督の下でソルガム糖液プラント及びバイオエタノールプラントの設計を進めてまいりましたが、平成25年9月初旬にサミラナより、ソルガム糖液及びバイオエタノール事業に先立ち、バイオマス発電事業を行い、その収益をもって、ソルガム糖液プラント及びバイオエタノールプラントの開発を行いたい旨打診がありました。

その理由として、サミラナは、平成25年8月下旬、上記プラント建設に際して圃場候補地であるインドネシアのスンバワ島を管轄する地方政府や電力公社と協議した際に、①圃場候補地であるスンバワ島の売電価格がインドネシア国内において高価格地域であり、売電ビジネスが有益であったこと②バイオマス発電設備の総投資額がソルガム糖液プラント及びバイオエタノールプラント設備に比べ、約1/5であって投資リスクを軽減できること③バイオマス発電事業の収益をエタノールプラント設備へ投資することで借入金リスクを軽減できること等をあげております。

上記のサミラナによる打診は、平成25年5月17日にお知らせした本件JVに関する事業計画を大幅に変更するものであって当社にとっては突然の打診ではあったものの、本件JVに対して70%を出資するパートナーからの提案であることから重く受け止め、バイオマス発電事業の将来性並びに、本件JVに関する事業計画を変更してバイオマス発電事業の収益によってソルガム糖液プラント及びバイオエタノールプラント開発を当初予定よりも後倒しすることについて、9月中旬頃より検討を行いました。その結果、当社としても、上記打診のとおりバイオマス発電事業についての収益性が確認できたこと、並びに、本日付「ライツ・オフリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）に係る資金用途の変更に関するお知らせ」で別途お知らせのとおり、当社グループが単独で行うスーパーソルガムの種子販売事業（以下、「種子販売事業」という。）の需要の急増に伴う大規模な種子購入費用が必要となったことから、本件JVの事業計画を変更することに同意し、平成25年9月30日付で、サミラナとの間で、本件JV契約の変更に関する覚書を締結し、本件JV契約の一部を変更することといたしました。

II. 本件変更箇所

変更は下線を付して表記しております。

1. 本契約締結の目的

【変更前】

当社は、平成 25 年 3 月 29 日に公表した中期経営計画（SWアクションプラン 2014-2016）において、インドネシアにおけるスーパーソルガムを活用したバイオ燃料事業を新たな収益基盤の柱に据えることと致しました。

かかるバイオ燃料事業の一環として、当社は、平成 25 年 4 月 9 日付「サミラナならびにインドネシア科学院とのバイオエタノールプラントプロジェクトの基本合意契約締結に関するお知らせ」でお知らせ致しましたとおり、平成 25 年 4 月 5 日付にて、サミラナ及び LIPI と、インドネシアにおけるスーパーソルガムを活用したバイオエタノールプラントの事業化に関して基本合意契約を締結しました。

そして、今回、当社は、スーパーソルガムを活用したバイオエタノールプラントの事業化をさらに展開するため、スーパーソルガムを活用した大規模ソルガム農場の構築、並びにソルガム糖液プラント及びバイオエタノールプラントの建設、ソルガム農場における収穫物を活用したソルガム糖液シロップ及びバイオエタノールの生産及び販売、バガス（残渣物）の販売及び活用方法の検討（以下、これらの事業を「本事業」と総称する。）を行う為のジョイントベンチャー（以下、「本件 JV」という。）をサミラナと設立及び運営することとし（本件 JV の設立及び運営、並びに本件 JV による本事業を総称して、以下「本件プロジェクト」という。）、サミラナとの間で、本契約を締結致しました。

【変更後】

当社は、平成 25 年 3 月 29 日に公表した中期経営計画（SWアクションプラン 2014-2016）において、インドネシアにおけるスーパーソルガムを活用したバイオ燃料事業を新たな収益基盤の柱に据えることと致しました。

かかるバイオ燃料事業の一環として、当社は、平成 25 年 4 月 9 日付「サミラナならびにインドネシア科学院とのバイオエタノールプラントプロジェクトの基本合意契約締結に関するお知らせ」でお知らせ致しましたとおり、平成 25 年 4 月 5 日付にて、サミラナ及び LIPI と、インドネシアにおけるスーパーソルガムを活用したバイオエタノールプラントの事業化に関して基本合意契約を締結しました。

そして、今回、当社は、スーパーソルガムを活用したバイオエタノールプラントの事業化をさらに展開するため、スーパーソルガムを活用した大規模ソルガム農場の構築、並びにソルガム糖液プラント及びバイオエタノールプラントの建設、ソルガム農場における収穫物を活用したソルガム糖液シロップ及びバイオエタノールの生産及び販売、バガス（残渣物）の販売及び活用方法の検討（以下、これらの事業を「本事業」と総称する。）を行う為のジョイントベンチャー（以下、「本件 JV」という。）をサミラナと設立及び運営することとし（本件 JV の設立及び運営、並びに本件 JV による本事業を総称して、以下「本件プロジェクト」という。）、サミラナとの間で、本契約を締結致しました。

本件 JV は、平成 28 年 3 月期に糖液の出荷、平成 29 年 3 月期にエタノールの出荷を開始するスケジュールにて進めてまいりましたが、平成 25 年 9 月初旬にサミラナより、ソルガム糖液及びバイオエタノール事業に先立ち、バイオマス発電事業を行い、その収益をもって、糖液プラント及びエタノールプラント開発を行いたい旨打診がありました。

その理由として、サミラナは、平成 25 年 8 月下旬、上記プラント建設に際して圃場候補地であるインドネシアのスンバワ島を管轄する地方政府や電力公社と協議した際に、①圃場候補地であるスンバワ島の売電価格はインドネシア国内において高価格地域であり、売電ビジネスが有益であったこと②バイオマス発電設備の総投資額がソルガム糖液プラント及びバイオエタノールプラント設備に比べ、約 1/5 であって投資リスクを軽減できること、③バイオマス発電事業の収益をエタノールプラント設備へ投資することで、借入金リスクを軽減できること等をあげております。

上記のサミラナによる打診は、平成25年5月17日にお知らせした本件JVに関する事業計画を大幅に変更するものであって当社にとっては突然の打診ではあったものの、本件JVに対して70%を出資するパートナーからの提案であることから重く受け止め、バイオマス発電事業の将来性並びに、本件JVに関する事業計画を変更してバイオマス発電事業の収益によってソルガム糖液プラント及びバイオエタノールプラント開発を当初予定よりも後倒しすることについて、9月中旬頃より検討を行いました。その結果、当社としても、上記打診のとおりバイオマス発電事業についての収益性の確認ができたこと、並びに、本日付「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型／上場型新株予約権の無償割当て）に係る資金使途の変更に関するお知らせ」で別途お知らせのとおり、種子販売事業の需要の急増に伴う大規模な種子購入費用が必要となったことから、本件JVの事業計画を変更することに同意し、平成25年9月30日付で、サミラナとの間で、本件JV契約の変更に関する覚書を締結し、本件JV契約の一部を変更することといたしました。

2. 本契約の概要

【変更前】

- ② 本件プロジェクトに係るスケジュールの概要（予定）
- (i) 本契約締結後速やかに、本件JVの設立・ソルガム農場の実施場所の確保
 - (ii) 2013年11月頃、ソルガム農場におけるスーパーソルガムの大規模試験栽培開始
 - (iii) 2013年末までに、ソルガム農場並びにバイオエタノールプラント及びソルガム糖液プラントに関する設計を完了
 - (iv) 上記(ii)の試験栽培開始から1年後、商業用ソルガムプランテーションでの栽培開始・その後6ヶ月以内を目処にソルガム糖液プラントでのソルガム糖液の生産開始
 - (v) 上記(ii)の試験栽培開始から1年から2年後を目処に、バイオエタノールプラント竣工・試験運転を経てバイオエタノールの出荷開始

【変更後】

- ②本件プロジェクトに係るスケジュールの概要（予定）
- (i) 本契約締結後速やかに、本件JVの設立・ソルガム農場の実施場所の確保
 - (ii) 2014年11月頃、ソルガム農場におけるスーパーソルガムの大規模試験栽培開始
 - (iii) 2014年3月までに、ソルガム農場並びにバイオマス発電プラントに関する設計を完了
 - (iv) 2015年11月頃、商業用ソルガムプランテーションでの栽培開始・その後6ヶ月以内を目処にバイオマス発電による売電開始
 - (v) バイオマス発電事業の収益から、糖液プラント・バイオエタノールプラントの設計を開始（時期については未定）

3. 今後の予定ならびに業績に与える影響について

【変更前】

上記1. ②のとおり、本契約締結後、当社とサミラナは本年10月～12月を目処にインドネシアにおいて本件JVを組成し、さらに本件JVに係る新たなパートナーも発掘及び選定していく予定です。また、プラント建設に関しては、本年度中の着工を目標としており、スーパーソルガムの大規模農場につきましては、来年中の稼働を予定しています。これらプラント建設等を含む事業計画の詳細につきましては、改めてお知らせいたします。

本件JVの投資額（運転資金を含む）は最大で70億円程度の規模に達する見込みであり、また、今後3年間では当社として11～15億円程度の投資が必要となる見込みです。かかる必要資金は、資金調達方法を含め検討中であり、これらの事業の進捗状況に関しましても、改めてお知らせいたします。

なお、現時点での事業計画では、2015年3月期を目処に、本件JVが40億円規模の売上げを上げるこ

とを見込んでおりますが、本年度内において、本件JVに対するスーパーソルガムの種子の販売に基づくものを除き、本件プロジェクトからの当社の直接的な収益の発生は見込んでおりません。また、本契約の締結による今年度の当社グループ事業計画への影響の詳細につきましては現在精査中ですので、判明次第改めてお知らせいたします。

【変更後】

上記1. ②のとおり、本契約締結後、当社とサミラナは本年10月～12月を目処にインドネシアにおいて本件JVを組成し、さらに本件JVに係る新たなパートナーも発掘及び選定していく予定です。

変更後の投資計画における、バイオマス発電事業の投資額（運転資金を含む）は約17億円程度に達する見込みであり、当社として約5億円の投資が必要になる見込みです。本日付「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型／上場型新株予約権の無償割当て）に係る資金使途の変更に関するお知らせ」で別途お知らせのとおり、第2回新株予約権の発行による資金調達額のうち1億円を、バイオマス発電プラントの建設に充当する予定です。残部に関しては、本件JVまたは当社による金融機関からの借入による充当、もしくは種子販売事業から得られる収益によって充当する予定です。

なお、当社は、現時点での事業計画で平成29年3月期の本格稼働からは、年間売上高8.5億円を見込んでおります。

また、バイオ発電事業から得られる利益を糖液プラント及バイオエタノールプラントの建設費用の一部に充当し、糖液及びバイオエタノール事業を開始する予定ですが、その時期については現在精査中ですので、判明次第改めてお知らせいたします。

本開示文書は、開示日現在で可能な限り正確に記載していますが、事実関係に間違いがある場合または追加情報を開示できる場合は、すみやかに訂正又は追加で開示いたします。

以上